

令和8年度青森圏域除雪オペレーター担い手育成支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、青森市、平内町、今別町、外ヶ浜町及び蓬田村で構成する青森圏域連携中枢都市圏（以下「青森圏域」という。）において、安定した除排雪業務の担い手となる除雪オペレーターの育成を図るため、道路除排雪作業の従事に必要な講習を受講しようとする者に対して、当該年度の予算の範囲内で補助金を交付し、もって青森圏域全体の生活関連機能サービスの向上を図るとともに、持続可能な除排雪体制の確立に資することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 令和7年度において青森圏域の市町村の道路除排雪作業委託業務を受託していた事業者又は当該事業者との間に下請承認を得ていた事業者であって、次条各号のいずれかの講習を受講する予定がある者を雇用するもの又は雇用する見込みがあるもの

イ 次条各号のいずれかの講習を受講する予定がある個人であって、次のいずれかに該当するもの

(ア) アに規定する事業者には雇用されている者又は雇用される見込みがある者

(イ) 青森圏域の市町村が実施する道路除排雪作業に会計年度任用職員等として従事する者又は従事する見込みがある者

(2) 第6条の規定による補助金の交付申請を行うまでに納期限が到来した青森圏域の市町村の税（以下「市税等」という。）に未納の額がないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと。

(補助対象講習)

第3条 補助の対象となる講習は、次に掲げるものとする。

(1) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第59条第3項の特別の教育（労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第36条第9号に規定する業務に係るものに限る。以下「小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転特別教育」という。）

(2) 労働安全衛生法別表第18第31号の車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習

(3) 一般社団法人日本建設機械施工協会東北支部が主催する道路除雪に関連する講習（以下「除雪講習」という。）

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条各号に掲げる講習に係る受講料及び教材費（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費から、前条に規定する受講料及び教材費に係る国又は県等からの補助金の額（以下「国費等の補助金額」という。）を減じた額に2分の1を乗じた額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。この場合において、当該講習を受講した者1人当たりの補助金の上限額は2万円とし、1事業者につき5人分を上限とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて青森市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 青森圏域の市町村の道路除排雪作業委託業務を受託していたことを証する書類（事業者が申請する場合に限る。）
- (3) 雇用されている若しくは雇用される見込みがある事業者が青森圏域の市町村の道路除排雪作業委託業務を受託していたこと又は青森圏域の市町村が実施する道路除排雪作業に従事する若しくは従事する見込みがあることを証する書類（個人が申請する場合に限る。）
- (4) 下請承認を得ていることが分かるものの写し（下請承認を得ている事業者に雇用されている者若しくは雇用される見込みである者が申請する場合又は事業者が当該個人に係る補助金を申請する場合に限る。）
- (5) 補助対象経費の内訳が分かる見積書等の写し
- (6) 市税等に未納の額がない旨を証明する書類
- (7) その他青森市長が必要と認めるもの

(補助金の交付決定及び通知)

第7条 青森市長は、前条の申請があつたときは、当該申請に係る内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 青森市長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、補助金交付決定通知書（様式第3号）又は補助金不交付決定通知書（様式第4号）により当該申請者に対し通知するものとする。

(変更申請等)

第8条 前条第2項の規定により補助金交付決定通知書による通知を受けた者（以下「補助決定者」という。）が、申請内容を変更する場合又は事業を取りやめようとする場合は、

事業変更（取りやめ）申請書（様式第5号）を青森市長に提出し、その承認を受けるものとする。

（事業完了実績報告書）

第9条 補助決定者は、事業が完了したときは、事業完了実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて青森市長に提出しなければならない。

- （1） 支払をした金額が分かる請求書又は領収書等の写し
- （2） 第3条各号のいずれかの講習の受講を証するものの写し
- （3） その他青森市長が必要と認めるもの

（補助金の額の確定）

第10条 青森市長は、前条の報告書等の提出を受けた場合においては、当該報告書等の書類を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第7号）により補助決定者に通知するものとする。

（補助金の交付及び請求）

第11条 青森市長は、前条の規定により補助金の額を確定した後に当該補助金を交付するものとする。

2 補助決定者は、補助金を請求しようとするときは、補助金交付請求書（様式第8号）を青森市長に提出しなければならない。

（書類の保管）

第12条 補助決定者は、当該補助金に係る証拠書類及び関係帳簿を備え、事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して10年間保管しなければならない。

（保管書類の提出）

第13条 青森市長は、補助金の交付に関する事務処理上必要と認めるときは、前条に規定する書類の提出を求めることがある。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付については、青森市補助金等の交付に関する規則（平成17年青森市規則第62号）の定めるところによる。

附 則

（実施期日）

この要綱は、令和8年6月12日から実施する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

青森市長 様

(住所又は所在地)
申請者 (事業者名)
(氏名又は代表者名)

青森圏域除雪オペレーター担い手育成支援事業
補助金交付申請書

除雪オペレーター育成に当たり補助金の交付を受けたいので、令和8年度青森圏域除雪オペレーター担い手育成支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

関係書類

- 1 事業計画書（様式第2号）
- 2 青森圏域の市町村の道路除排雪作業委託業務を受託していること又は青森圏域の市町村が実施する道路除排雪作業に従事していることを証明する書類
- 3 下請承認を得ていることが分かるものの写し（下請承認を得ている事業者に雇用されている者若しくは雇用される見込みである者が申請する場合又は事業者が当該個人に係る補助金を申請する場合に限る。）
- 4 補助対象経費の内訳が分かる見積書等の写し
- 5 市税等に未納の額がない旨を証明する書類
- 6 その他青森市長が必要と認めるもの

注 個人の方は事業者名の記載は不要です。

様式第2号（第6条関係）

事業計画書

1 受講する講習の種別

選択	補助の対象となる講習
<input type="checkbox"/>	①小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転特別教育
<input type="checkbox"/>	②車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習
<input type="checkbox"/>	③除雪講習

※複数受講する場合は、該当するもの全てにチェックを入れてください。

2 受講する講習の内容

講習名	
受講期間	年 月 日 ～ 年 月 日
実施会場	

※複数受講する場合は、全て記入して下さい。

3 受講者氏名及び補助金額内訳

受講者氏名	生年月日	年齢	補助対象経費 (円)	国費等の補助 金額 (円)	交付申請額 (円)
合計					

注1 交付申請額は、補助対象経費から国費等の補助金額を減じた額に2分の1を乗じた額を記載する。ただし、1人当たりの上限額は2万円とする。

2 市への交付申請額について、1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

青森市長 様

（住所又は所在地）
申請者（事業者名）
（氏名又は代表者名）

事業変更（取りやめ）申請書

年 月 日付青市指令道維第 号で補助金交付決定の通知のあった令和8年度青森圏域除雪オペレーター担い手育成支援事業について、下記の理由により事業内容を変更（事業を取りやめ）したいので申請します。

記

1 変更（取りやめ）する理由

2 変更後の事業内容

注 個人の方は事業者名の記載は不要です。

様式第6号（第9条関係）

年 月 日

青森市長 様

(住所又は所在地)
申請者 (事業者名)
(氏名又は代表者名)

事業完了実績報告書

年 月 日付青市指令道維第 号で補助金交付決定の通知があった令和8年度青森圏域除雪オペレーター担い手育成支援事業が下記のとおり完了したので、関係書類を添えて実績を報告します。

記

1 受講者氏名及び補助金額

受講者氏名	受講期間	補助対象経費 (円)	国費等の補助 金額 (円)	補助金額 (円)
合計				

注1 交付申請額は、補助対象経費から国費等の補助金額を減じた額に2分の1を乗じた額を記載する。ただし、1人当たりの上限額は2万円とする。

2 市への交付申請額について、1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

2 関係書類

- (1) 支払をした金額が分かる請求書又は領収書等の写し
- (2) 補助対象となる講習を受講したことを証するものの写し
- (3) その他青森市長が必要と認めるもの

注 個人の方は事業者名の記載は不要です。

